

シンガポールにおけるモデル契約書（技術検証契約書（新素材編））を活用するに際しての留意点



Drew & Napier LLC

LIM Siau Wen
Director, Intellectual Property

LIM Siau Wen は知的財産のスペシャリストであり、係争中および非係争中の知的財産問題に関して 20 年以上の経験がある。彼女は、これまでグローバルな商標、意匠、および特許ポートフォリオ管理について経験している。デューデリジェンス、交渉、ライセンスの草案作成とレビュー、フランチャイズ、販売と譲渡、守秘義務、販売代理店、信用枠、知的財産権に関連するコンサルタント契約など、知的財産商取引のさまざまな側面についてのアドバイスも提供している。また、彼女は、製品広告、ラベリング、およびブランディング戦略の問題にも精通している。

【概要】

日本国特許庁は、オープンイノベーションポータルサイトにおいて、研究開発型スタートアップ企業と事業会社のオープンイノベーション促進のために各種のモデル契約書を公開しており、新興国等知財情報データベースでは参考記事に示す英訳を作成している。

本稿の目的は、参考記事の英訳を参照した上で、シンガポールの法律の観点から、シンガポール企業と日本企業間のモデル契約書「技術検証契約（新素材編）」をレビューすることである。

【詳細】

1. コメントの前提

本稿の目的は、X 社（「当事者 A」）と Y 社（「当事者 B」）間のモデル技術検証契約（新素材）をシンガポール法の観点から検討することである。なお、一方の会社がシンガポール法人、他方の会社が日本法人であることを想定している。

ここに記載したコメントは、シンガポールの法律に基づく高レベルの基準に基づいて提供されている。記載したコメントは中立的なものであり、契約のいずれの当事者にも与するものではない。

2. 定義

「技術」とは、技術検証契約書（新素材編）（以下、「PoC 契約書」）第 1 条において、「当事者 A が開発した新しい放熱材料a」と定義される。曖昧さを避けるため、当事者 A は、PoC 契約書中でこの新しい素材が何であるかを明確にし、この技術に関する秘密情報が適切に保護されることを保証する必要がある。

「検証」は、PoC 契約書で 2 回定義されているように読めるが、どちらか 1 つの定義のみを採用することが望ましい。PoC 契約書の第 2 条の定義が採用される場合、「上記の第 1 条で指定された (specified in Article 1 above) 」という言葉を「上記の第 1 条で指定された目的のために (for the purpose specified in Article 1 above) 」に修正することが望ましい。

「知的財産権」は、PoC 契約の第 2 条において、「日本における知的財産基本法第 2 条第 2 項またはその他の国の相当する法律規定によって定められる権利」と定義されているが、この定義は限定的すぎる可能性がある。シンガポール法の観点からは、当事者は、法令によって管理されていない知的財産の使用またはそれに関連するコモンロー上の権利を享受することができる。同様のことが、他のコモンローの法域でも適用される場合がある。したがって、当事者は、「知的財産権」の定義を拡大して、シビルローに起因しない権利を含めることを希望する場合が生じる可能性がある。

3. 検証

PoC 契約書第 3 条第 1 項において、「当事者 B は当事者 A に検証の実施を依頼し、当事者 A はこれを受諾する」と規定されている。しかし、第 2 項では、PoC 契約書締結後、3 週間以内に当事者 A が当事者 B に報告書を提供することを求めている。このように、PoC 契約書を締結した後、（直ちに）当事者 A が作業を開始す

るのか、当事者 B の依頼を受けて作業を開始するのかが不明確になる可能性がある。

また、PoC 契約書第 4 条には支払期限と方法が規定され、PoC 契約書第 5 条では、「当事者 A は、当事者 B から前条に定める支払を受けるまでは、検証を開始する義務を負わず、この点に関していかなる責任も負わない」と規定されており、これも作業開始時期を不明確にする可能性がある。

当事者 A の検証の実施は、PoC 契約書第 4 条に基づく当事者 B からの支払および別紙 (1) に記載された当事者 B からの情報に依存するため、第 3 条を改正して以下のように規定することが一つの提案である。

記載例：

- | |
|--|
| <p>a. that Party B provides Party A with all required information as outlined in the Exhibit before or at the same as making its request;</p> <p>b. that Party A provides the Report to Party B only after receiving Party B's request to conduct the verification, all required information from Party B as outlined in paragraph (1) of the Exhibit, and payment of all fees due to Party A under Article 4.</p> |
|--|

(参考訳)

- a. 当事者 B が、当事者 A に対し、要請を行う前または要請と同時に、別紙に定めるすべての必要な情報を提供すること。
- b. 当事者 A が、当事者 B からの検証の実施要請、別紙 (1) に記載されたすべての必要情報、および第 4 条に基づき当事者 A に支払うべきすべての手数料の支払いを受けた後に、報告書を当事者 B に提供すること。

4. 共同研究開発契約の締結

PoC 契約書第 6 条は、当事者 B に対し、「上記第 3 条第 3 項に規定する報告書のチェック完了後 2 か月以内に、共同研究開発契約を締結するか否かを当事者 A に伝える」ことを要求している。両当事者は、この通知義務を相互に課すべきかどうかを検討することが望ましい。

5. 秘密情報の取扱いについて

「秘密情報」は、PoC 契約書第 8 条第 1 項に定義されている。この定義を明確にするために、当事者が互いに開示される可能性があると予想される秘密情報のカテゴリーを明記することが望ましい。例えば、業務、価格、顧客、サプライヤー、ノウハウ、製品情報、営業秘密などに関する情報などである。また、PoC 契約書の存在やその条件も含まれる。なお、第 7 項に基づき、当事者は検証を開始した事実を開示することができる。

PoC 契約書第 8 条第 1 項の代替案として、以下のような記載が望ましい。

記載例：

The term “Confidential Information” refers to all confidential information directly or indirectly disclosed or made available by one party (hereinafter the “Disclosing Party”) to the other party (hereinafter the “Receiving Party”) in furtherance of the Verification whether disclosed or made available before, on, or after the date of this Agreement. Confidential Information shall include:

- (a) the fact that parties are conducting the Verification to decide whether or not to conduct joint research and development about introducing the Technology in the Product, and the status of the Verification;
- (b) the existence of this Agreement;
- (c) the terms of this Agreement;
- (d) any information relating to the Disclosing Party’s business affairs, operations, pricing, customers, suppliers, know-how, product information, data, or trade secrets;
- (e) any information, findings or analysis derived from Confidential Information;
- (f) any information, findings or analysis acquired through the Verification, including the information, findings or analysis in the Report;

(g) any information that is clearly marked or identified as confidential;
and

(h) any information that is specified in Exhibit **.

[note: readers should be informed that if this paragraph (a) is included, paragraph (7) of Article 8 (which allows parties to disclose the fact that they have started the Verification) should be deleted]

(参考訳)

「秘密情報」とは、本契約の日付の前後を問わず、検証のために一方の当事者（以下「開示当事者」という）から他方の当事者（以下「受領当事者」という）に対して直接又は間接に開示又は利用可能とされたすべての秘密情報のことを言う。秘密情報には、以下が含まれるものとする。

(a) 本技術の本製品に導入することについて共同研究開発を行うか否かを決定するために検証を行っている旨及び検証の状況

(b) 本契約の存在

(c) 本契約の条件

(d) 開示当事者の業務、運営、価格、顧客、供給者、ノウハウ、製品情報、データ又は企業秘密に関連するあらゆる情報

(e) 秘密情報から派生するあらゆる情報、知見または分析。

(f) 検証を通じて取得した情報、知見または分析（報告書に記載された情報、知見または分析を含む）

(g) 秘密情報であることが明示されている情報

(h) 別紙●に定める一切の情報

注) この(a)を含む場合、第 8 条第 7 項（検証を開始したことを開示できる）は削除しなければならない。

PoC 契約書第 8 条第 5 項において、「受領当事者は、秘密情報を、検証を行うために知る必要のある…その役員および従業員に対してのみ開示することができる」と規定されている。当事者は、検証の目的のために秘密情報を開示することができる他の者が存在するかどうかを検討することが望ましい。例えば、専門的また

は法的なコンサルタントおよびアドバイザー、親会社、子会社、独立した請負業者などが含まれる場合がある。PoC 契約書第 8 条第 6 項③は、「守秘義務を遵守することが法的に要求される者との協議」を目的とした開示のみを認めているため、支援の範囲は限定的であり、上記の第 5 項と同様に、他の者を含めるか検討することが好ましい。

PoC 契約書第 8 条第 8 項および第 9 項は、秘密情報の破棄または処分に関するものである。当事者は、受領当事者が法律、当局、またはコンプライアンスや監査目的で秘密情報を保持することを要求される場合を含む、除外が必要かどうかを検討することが望ましい。

PoC 契約書第 8 条第 12 項が秘密保持契約に言及していることから、この秘密保持契約を PoC 契約書に添付することが賢明であろう。

6. 報告書等に関する知的財産権

当事者は、検証中に関与する可能性のあるすべての背景的知的財産（検証以前または検証の範囲外で生成された知的財産）を明確に特定し、当該背景的知的財産の所有権を保持しているかどうかを明記することが賢明であると思われる。これは、知的財産権の所有権に関して起こりうる紛争を回避するためである。この方法を採用する場合、当事者は、背景的知的財産の開示を保護するために、秘密保持の契約が必要であるかどうかを検討することが望ましい。

当事者はまた、互いの背景的知的財産の使用が、知らないうちに第三者の権利を侵害する可能性がある場合に、契約書に表明および保証の記載が必要かどうかを検討することが望ましい。

7. 救済条項

PoC 契約書第 11 条は、契約違反があった場合の差止に関するものである。差止命令の許可は、シンガポールにおける衡平法上の救済措置である。強制執行の場合、そのような救済を認めるかどうかは、裁判所の裁量に委ねられる。

8. 準拠法および管轄裁判所

本 PoC 契約書のレビューは、シンガポール法の観点から実施した。このことから、PoC 契約書はシンガポール法を準拠法とし、（訴訟を優先的な紛争解決手段とする場合）当事者がシンガポール裁判所の専属管轄権に服することに同意することが望ましいと考えられる。

両当事者が日本法および日本の裁判所を準拠法および管轄裁判所とすることに合意した場合（PoC 契約書第 15 条および第 16 条に規定）、シンガポール企業は、本 PoC 契約書および日本の適用法に基づく権利および義務について日本の弁護士に法的助言を求めることが重要である。同様に、本 PoC 契約書が、シンガポールの法律およびシンガポールの裁判所を準拠法および裁判管轄とするよう修正された場合、日本企業は、シンガポールの弁護士に法的助言を求める必要がある。

両当事者は、紛争解決の代替手段として、調停または仲裁を検討することができる。これらの代替的な紛争解決メカニズムの利点の 1 つは、そのような手続の秘密性である（両当事者が秘密保持に同意することを前提としている）。

当事者はそれぞれシンガポールと日本の出身であるため、仲裁は、両国の異なる法的伝統（シンガポールはコモンロー、日本はシビルロー）を考慮し、仲裁地、手続、法廷の構成などの側面について当事者が自ら決めることも可能である。

本 PoC 契約書は、さらなる共同研究開発契約の可能性を想定しているため、当事者は、さらなる共同研究開発契約の可能性にも適用されることを望む準拠法および管轄権を選択することが賢明である。

9. 協議による解決

PoC 契約書第 17 条がシンガポールで執行可能かどうか、あるいは確実性を欠くため執行不可能な「同意するための合意」とであると判断されるかどうかは微妙である。当事者が PoC 契約書の履行に関連して生じる可能性のある問題を予期している場合、PoC 契約書内にすべての関連条項を盛り込む措置を講じる必要がある。

また、変更、包括合意、譲渡（PoC 契約書に基づく権利と義務を譲渡しないこと、これは PoC 契約書に「追加オプション」として規定されていることに注意）、および「本契約に規定されていない事項、本契約に起因または関連する疑問」がある

場合に適用されるその他の定型句に関する条項を PoC 契約書内に導入することが賢明であると思われる。

【参考記事】

- ・技術検証契約書（新素材編）

契約書：<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2023/04/65b2c2385cbea26d3fac3b5b6ead3925.pdf>

タームシート：<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2023/04/8e0f84a06d8f092e1c732ceecaeb9daf.pdf>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)